

## 国民健康保険制度に係る国の動向

## 平成 30 年度税制改正（基礎控除等の見直し）への対応《～平成 32 年度》

平成 30 年度税制改正により、平成 33 年度から住民税等の基礎控除が 10 万円引き上げられ、農業・自営業世帯に係る住民税が軽減されるため、国保税（料）についても、所得割部分が軽減されることになる。（給与・年金世帯については所得控除等が 10 万円引き下げられるため基礎控除引上げが相殺される。）

国保税（料）軽減による平成 33 年度の国保税（料）収入の減少にどのように対応するか、平成 32 年夏までに、国において、国調整交付金の見直し等の検討が進められている。

## ＜本県の現状・課題＞

- ・ 県内の国保加入世帯約 15 万世帯中、農業・自営業世帯は 2 万 8 千世帯（19%）である。（出典：平成 28 年度国保実態調査報告）
- ・ 33 年度市町村納付金の算定に当たっては、税制改正による国保税（料）収入の目減り額を考慮する必要がある。

＜参考＞国保加入者の世帯主の職業別世帯数（平成 28 年度）（単位：世帯）

	総 数	農林水産業	自 営 業
山形県	149,350	9,550 (6.4%)	18,200 (12.2%)
全 国	19,253,250	376,500 (2.0%)	2,269,950 (11.8%)

## 医療費適正化のインセンティブ強化に向けた国調整交付金の見直し《時期未定》

経済・財政諮問会議（H30.4.12 開催）において、「加入者の性・年齢・所得で調整した標準的な医療費を基準に交付金を配分する仕組みに見直すべき」との意見が出された。

これを受け、骨太の方針 2018（H30.6.15 閣議決定）において、「所得調整機能を維持しながら、医療費適正化のインセンティブを効かせる観点から、地域差に関する調整・配分の在り方の検証を進めるため、速やかに関係者間で検討する」とこととされた。

## ＜本県の現状・課題＞

- ・ 現在の国調整交付金は、実際に要した医療費を基準に配分されているが、標準的な医療費を基準に配分する仕組みに変われば、医療費が標準よりも多い都道府県は今より交付額が減り、少ない都道府県は交付額が増えることになる。
- ・ 本県の医療費は全国平均とほぼ同水準であるため、上記見直しによる影響は小さいと見込まれるが、今後の検討状況について注視していく必要がある。